



自動車・オートバイ（原付含む）通学禁止

本学では、次の理由から校内乗り入れの有無にかかわらず学生の自動車・オートバイ（原付含む）での通学を禁止しています。

この禁止は送迎・学外での課外活動等や学校行事に参加する場合・授業以外で大学に来る場合、また休暇中も含まれます。

(1) キャンパス内の教育環境の保持

緑豊かなキャンパスを保つためには学内に十分な駐車場を確保するのは難しい。

(2) 周辺地域住民の生活環境の保全

周辺地域への路上駐車は、近隣住民の生活環境が侵害されるだけでなく、緊急車両の運行の妨げともなり、場合によっては深刻な事態にもなりかねない。また、地域住民の大学に対する信頼が失われるとともに、市民生活に重大な支障を与える。

(3) 交通事故の未然防止

過去に本学でも自動二輪で通学しようとした学生が事故で死亡したり、車で通学した学生が人身事故をおこしたというような事例も発生している。無用な交通事故を未然に防止し、学生生活を交通事故から守りたい。

自動車通学の特例

身体的事由や大きな荷物の運搬など特別なケースについては、一定の条件が整えば車両の入校が許可される場合があります。

特別な事由により車両での入校を希望する場合は、1週間以上の余裕を持って学生センターに申請してください。ただし、この場合であっても、通学、帰宅途上の事故に関して大学は責任を負いかねます。くれぐれも事故のないように安全運転に努めてください。



「自動車・オートバイ（原付含む）通学の禁止」の主旨を理解し、大学の構成員の一人として、周辺住民に迷惑をかけないという責任と、学生生活を交通事故から守るためにも、このルールを遵守しない場合には、大学は学則第36条および第37条に照らし合わせ、厳しい態度で臨みます。

Column

近隣住民の迷惑にならないように

ルールを守らないほんの一部の学生のために、他の学生の名誉や信頼が著しく傷つけられています。実際に大学に寄せられた苦情の一部を紹介します。

「自宅駐車場の前に車を停められて車が出せない」

「児童公園内に大型バイクが停めてあり、子どもの上に転倒するのではないかと心配だ」

「通学路に車両が停めてあり、子どもたちが車道にはみだし下校している」

「町内会で育てている花壇にバイクが停めてある。球根や苗が台無しだ」

「住民でもないのに、アパートの駐車場にいつもバイクを停めていく学生がいる。大変迷惑だ」

「店の近くにバイクを停めていく。近隣住民から客に駐車場に停めるよう指導しるとの苦情を受けるが、うちの客ではなく明らかに玉川の学生だ」